

＜参考資料＞

＜参考資料＞

目次

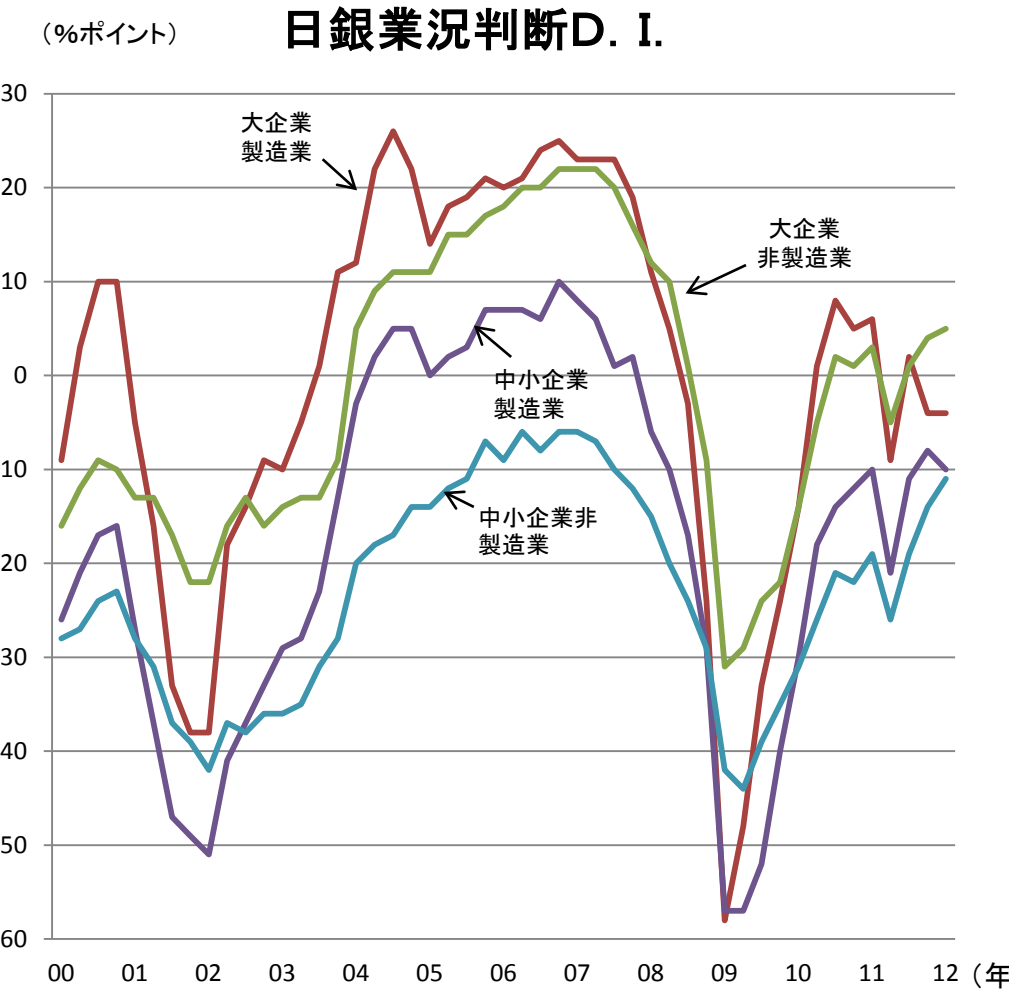
図表1	鉱工業生産指数・日銀短観の業況判断D.I.の推移	92
図表2	実質GDPの推移と寄与度	92
図表3	雇用創出基金事業の比較	93
図表4	緊急人材育成支援事業	93
図表5	求職者支援制度	94
図表6	日本の人口の推移	94
図表7	年齢階級別未婚者の割合の推移	95
図表8	初職の雇用形態別結婚経験の状況	95
図表9	大学進学率の急激な上昇	96
図表10	正社員になれない若者の増加	96
図表11	製造業と非製造業の一人当たり付加価値の推移	97
図表12	日本の産業別賃金と生産性の相関性	97
図表13	職業区分別の賃金カーブ（年収ベース）	98
図表14	地域の雇用失業情勢	98
図表15	都道府県別の新規求人倍率順位	99
図表16	開業および存続事業所による雇用創出	99
図表17	雇用促進税制	100
図表18	起業時および起業後の課題	100
図表19	働く意欲を向上させるための企業の取組とその効果	101
図表20	成長分野等人材育成支援事業	101
図表21	教育訓練における長期的視点の有無とその効果	102
図表22	雇用システムの展望と課題	102
図表23	長期安定雇用に関する新入社員の就労意識	103
図表24	ジョブサポーターの活動効果（大卒者支援）	103
図表25	ジョブサポーターによるきめ細かな支援の事例	104
図表26	ハローワークによるマッチングの促進	104
図表27	（財）産業雇用安定センター	105
図表28	グローバル人材像に対する企業と従業員の意識の乖離 （製造業（大企業））	105
図表29	グローバル人材像に対する企業と従業員の意識の乖離 （製造業（中小企業））	106
図表30	グローバル人材像に対する企業と従業員の意識の乖離 （非製造業（大企業））	106

図表31 グローバル人材像に対する企業と従業員の意識の乖離 (非製造業(中小企業))	107
図表32 海外子会社利益の使途	107
図表33 実践型地域雇用創造事業	108
図表34 雇用創出基金の変遷	108
図表35 都道府県における雇用創出を目指す戦略的産業	109
図表36 フリーター・ニートの推移	109
図表37 主要国の若年者失業率と就職活動の特徴	110
図表38 過度の大企業志向	110
図表39 大学間の就職率格差	111
図表40 学生が企業を選ぶときにもっとも重視した条件	111
図表41 大学側の感じる未就職卒業者の特徴	112
図表42 卒業後3年以内の既卒者の募集状況	112
図表43 ジョブ・カード制度	113

図表1 鉱工業生産指数・日銀短観の業況判断D.I.の推移

平成24年 雇用政策研究会報告書 参考資料

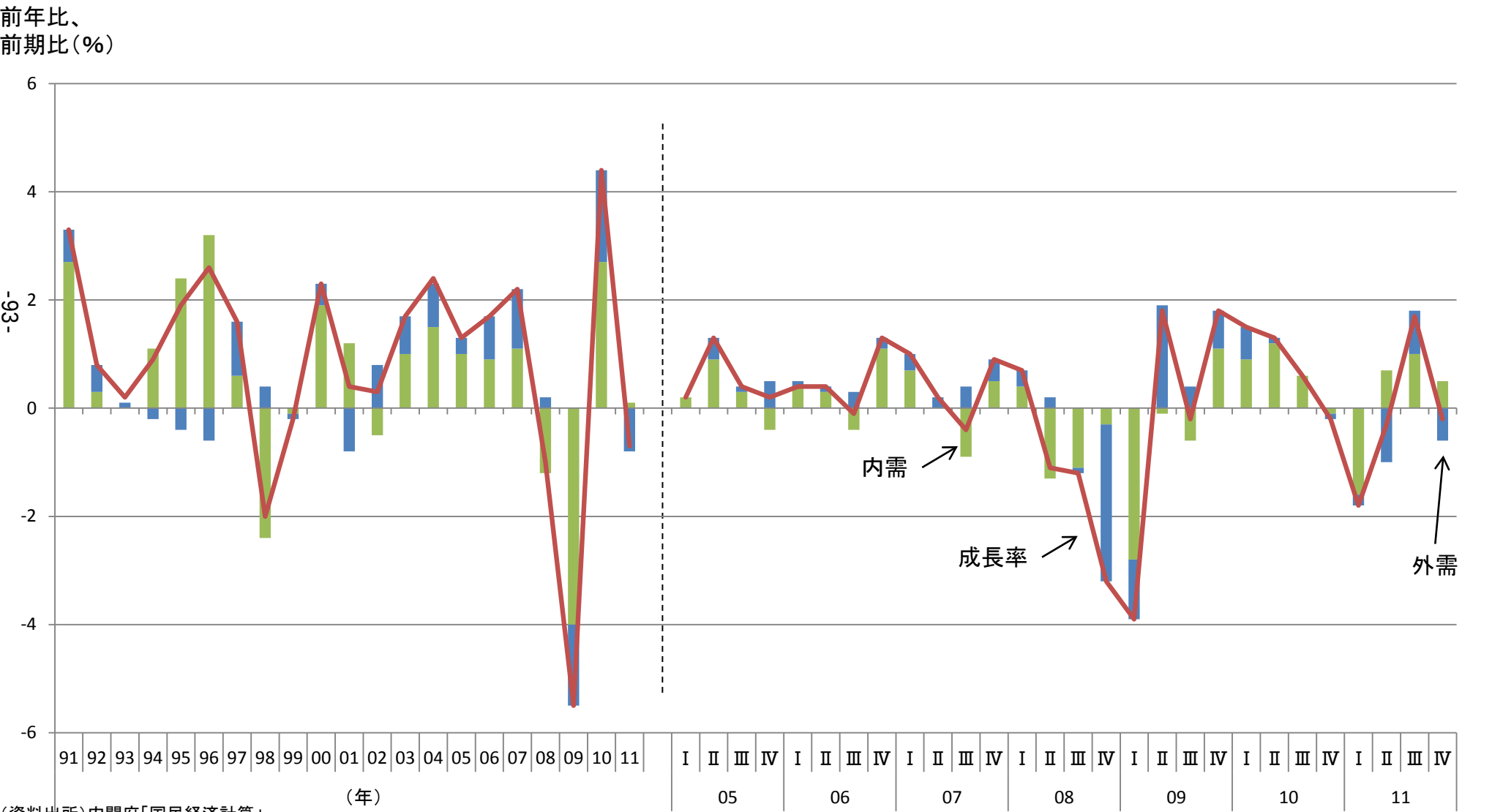
- 鉱工業生産指数は、2009年第Ⅰ四半期に前年同期比34.6%低下するなど、リーマンショックを背景に急激に落ち込んだ。その後は回復傾向にあったが、震災の影響で再び下落した。
- リーマンショック後、製造業を中心に業況判断が悪化した後、全体的に回復感が出てきていたが、震災、円高等の影響などにより、特に大企業製造業では業況判断が悪化している。



(資料出所) 経済産業省「鉱工業指数」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
※ D.I.は「収益を中心とした全般的な業況」に対し、「良い」と回答した社数構成比から「悪い」と回答した社数構成比を引いて算出。2004年3月調査より調査方法が変更されている。

図表2 実質GDPの推移と寄与度

○ 2009年第1四半期はリーマンショックの影響で内需が落ち込んだため、GDPが対前期比で3.9%減少した。
○ その後、GDPは回復傾向にあったが、2011年第1四半期には震災の影響で再び落ち込んだ。震災後は内需の持ち直しにより再び回復傾向にあったが、足下では円高や欧州の経済危機等による外需の落ち込みが、成長率の低下に影響している。



図表3 雇用創出基金事業の比較

平成24年 雇用政策研究会報告書 参考資料

事業名	ふるさと雇用再生 特別基金事業	緊急雇用創出事業	重点分野雇用創造事業				
			重点分野 雇用創出事業	地域人材 育成事業	震災等緊急雇用 対応事業	雇用復興推進事業	
						事業復興型 雇用創出事業	生涯現役・全員参 加・世代継承型雇用 創出事業
趣旨	地域の実情や創意工夫に基 づき、地域の求職者等の継 続的な雇用機会を創出	離職を余儀なくされた非正規 労働者等の <u>一時的な雇用機 会</u> を創出	介護、医療等成長 が期待される分野 で <u>新たな雇用機 会</u> を創出	地域の企業等で、 雇用しながら研修 等を行い、人材を 育成	震災の影響等による失業者 等の雇用機会を創出	被災地において、被災者の安定的な雇用機 会の創出	
						産業政策と一体と なって、雇用面から事 業所へ支援	モデル性のある雇用 機会を創出
事業規模	2,500億円（特別会計） （20年度2次補正） 都道府県にふるさと雇用再 生特別基金を造成	4,500億円（一般会計） 〔 20年度2次補正1,500億 21年度1次補正3,000億 〕 都道府県に緊急雇用創出事 業臨時特例基金を造成	7,510億円（一般会計）				
			〔 21年度2次補正 1,500億円 22年度予備費 1,000億円 22年度補正 1,000億円 〕		〔 23年度1次補正 500億円 23年度3次補正2,000億円 〕		23年度3次補正1,510億円
			都道府県に造成した緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増し				
実施主体	地方公共団体から民間企業、 NPO等に委託	地方公共団体から民間企業、 NPO等に委託又は <u>地方公 共団体が直接実施</u>	地方公共団体から民間企業、NPO等に委託又は <u>地方公共団体が直 接実施</u>			地方公共団体が雇 入れに係る経費を 助成	地方公共団体から民 間企業、NPO等に委 託
対象分野	限定なし	限定なし	介護、医療、農林、環境・エネルギー、 観光、地域社会雇用、教育・研究、都 道府県が設定する4分野		限定なし	将来的に被災地の雇 用創出の中核となる ことが期待される事 業	若者・女性・高齢者・ 障害者が活躍できる 事業
雇用期間	<u>1年以上</u> <u>（23年度まで更新可）</u>	<u>原則6ヶ月以内。更新1回 可（実質1年以内、被災者 は複数回更新可）</u>	<u>1年以内</u>	<u>1年以内</u>	<u>1年以内</u> （被災者は複数回更新可）	<u>期間の定めのない雇 用等</u>	<u>1年以上</u> <u>（27年度まで更新可）</u>
主な実施 要件	事業費に占める新規に雇用 された失業者の人件費割合 は1/2以上	事業費に占める新規に雇用 された失業者の人件費割合 は1/2以上	事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上			産業政策の観点から の支援を受ける等	事業費に占める新規 に雇用された失業者 の人件費割合は1/2 以上
				新規雇用失業者の 人件費以外の事業 費の内、研修費用割 合は3/5以上			
実施期間	平成23年度まで	平成23年度まで	平成24年度まで		平成24年度 （一部平成25年度）まで	平成27年度まで （平成24年度までに開始した事業を3年間支援）	
実績	20年度 72人 21年度 24,429人 22年度 31,692人 23年度 29,847人	20年度 4,552人 21年度 187,678人 22年度 190,027人 23年度 141,778人	21年度 497人 22年度 80,148人 23年度 105,942人		被災3県（計画） 45,576人 被災3県（実績） 41,448人 （平成24年5月末時点）		

○ 雇用保険を受給できない者（非正規離職者、長期失業者など）に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「訓練・生活支援給付」を内容とした「緊急人材育成支援事業」を実施。

事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主

【離職者等
（雇止め等により離職した非正規労働者等）】

ハローワーク

緊急人材育成支援事業

無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付の実施

- ① 職業訓練の拡充
 - 新規成長や雇用吸収の見込める分野（医療、介護・福祉等）における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
 - 再就職に必須のITスキルを習得するための訓練
- ② 訓練期間中の生活給付
 - 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付（月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）
 - 希望者には貸付を上乗せ（月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで）

●事業開始：
21年7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始
21年7月29日 職業訓練順次開始

●実績：【訓練】受講者数
23年度：214,339人
事業開始からの累計：555,089人

【給付】受給資格認定件数
23年度：142,450件
24年度：3件
事業開始からの累計：364,832件

（24年6月30日現在）

緊急人材育成・就職支援基金

23年10月～

求職者支援制度

図表5 求職者支援制度

- 平成23年10月に制度が開始
- 平成24年3月までの半年間で、約5万人が求職者支援訓練を受講

≪実績≫ 平成23年度求職者支援訓練の受講者数(平成23年10月～平成24年3月) **50,811人**
(平成24年5月16日現在)

制度の概要

求職者支援制度の
趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
 - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
 - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
 - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者
具体的には、
 - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
 - ・ 雇用保険の適用がなかった者
 - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等が対象

訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

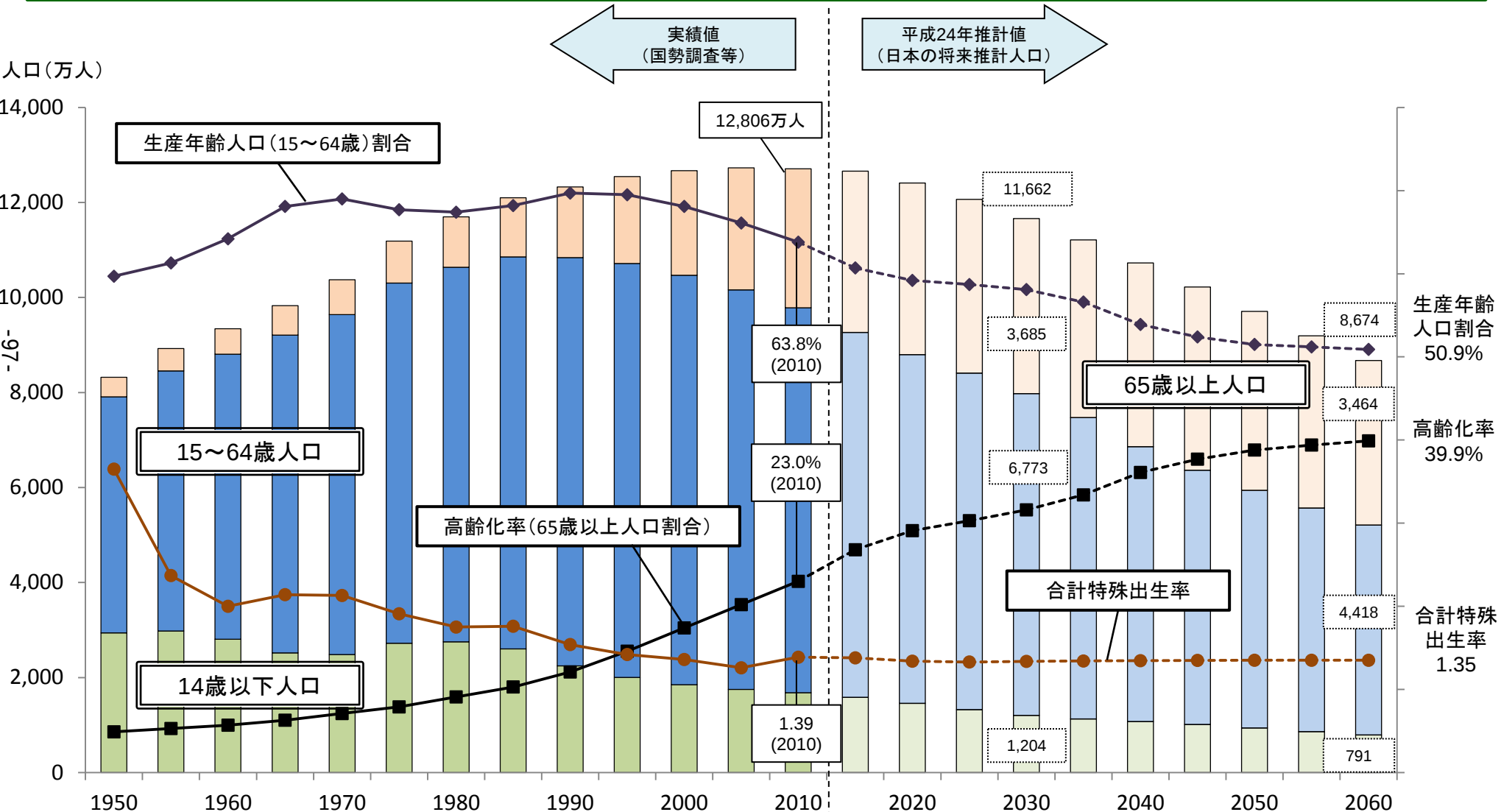
- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

訓練受講者に
対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

図表6 日本の人口の推移

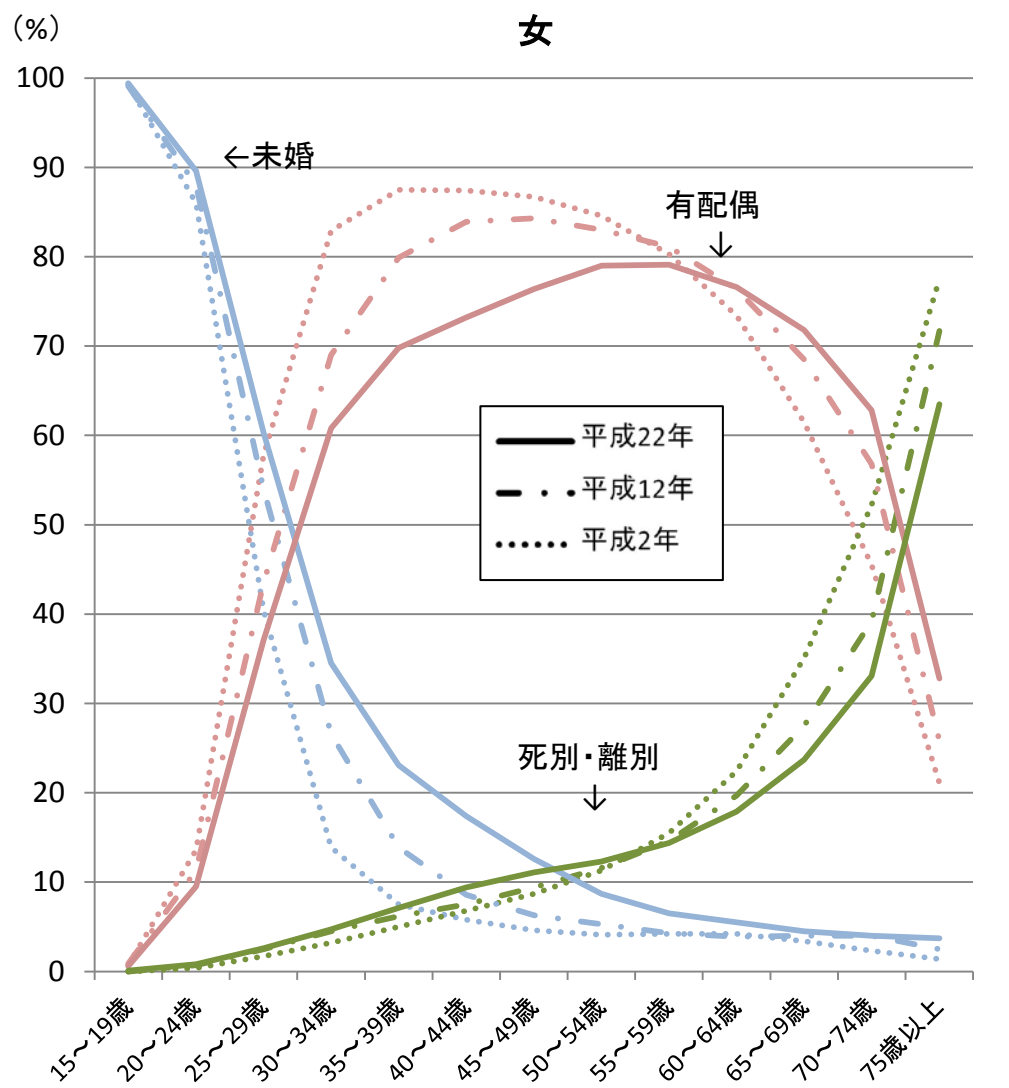
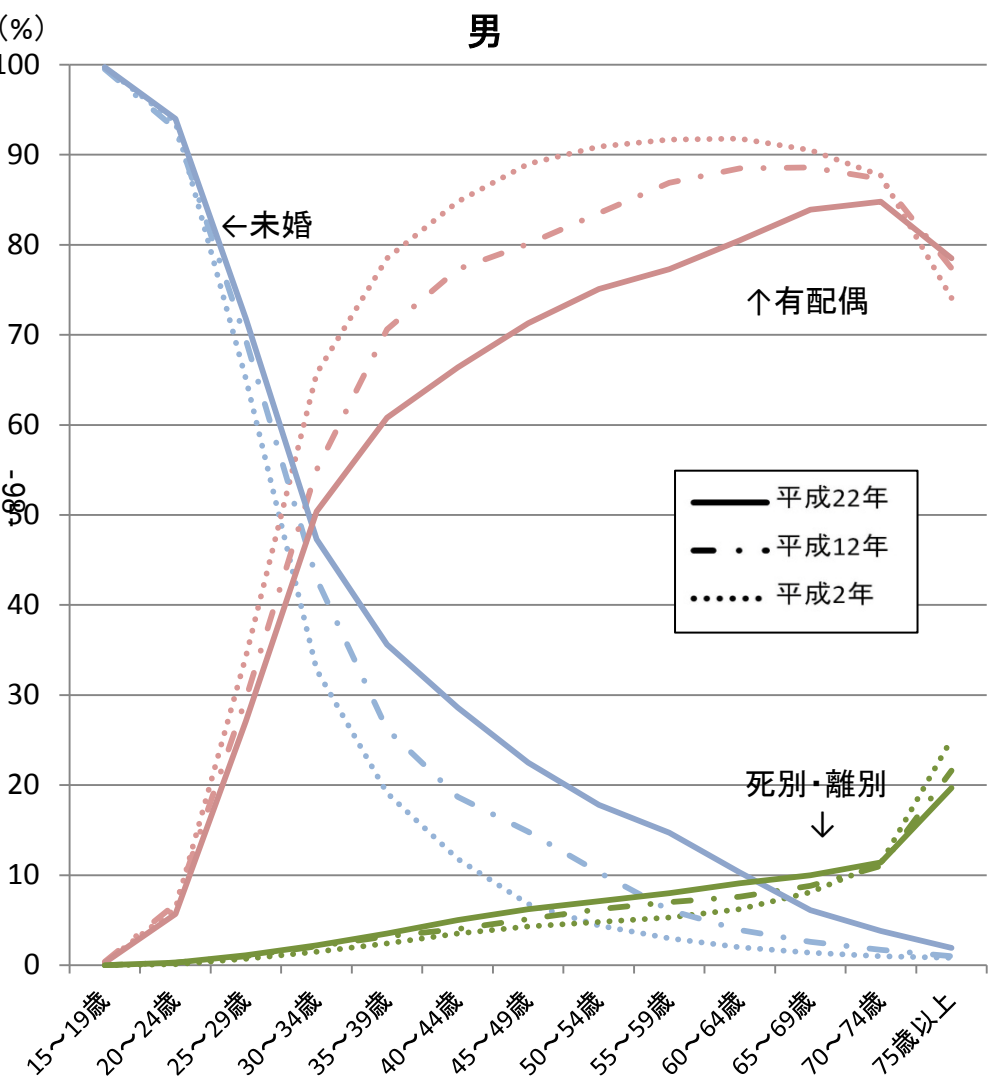
○ 日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2060年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

図表7 年齢階級別未婚者の割合の推移

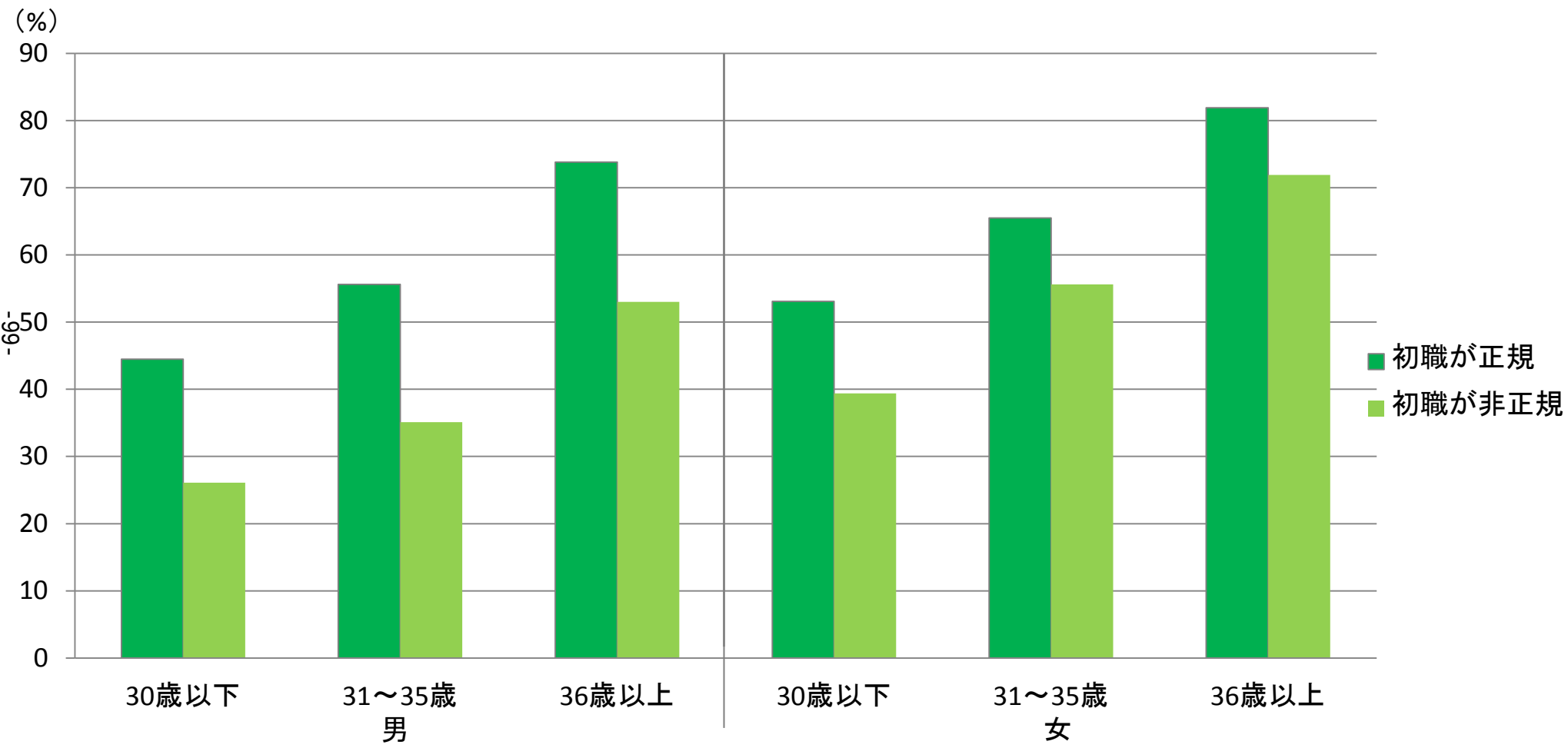
○ 未婚者の割合は全ての年齢階級で男女とも上昇している。例えば、30代前半の男性の未婚者の割合は、平成2年には3割程度であったが、5割程度に上昇している。



(資料出所)総務省「平成22年 国勢調査」を参考に作成。

図表8 初職の雇用形態別結婚経験の状況

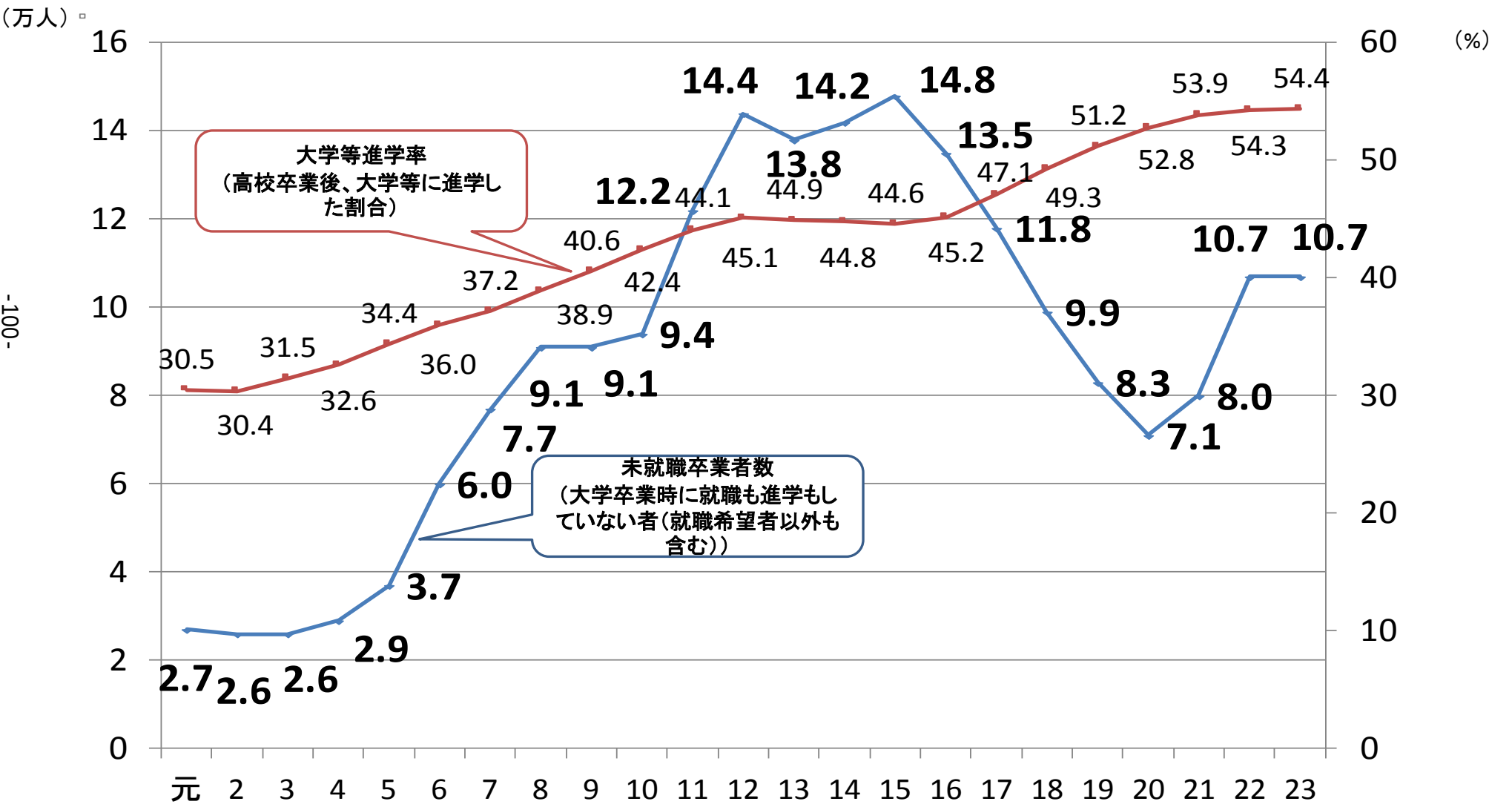
- 性、年齢によらず、初職が非正規雇用の者の方が、初職が正規雇用の者に比べて、結婚経験がある者の割合が低い。
- 30代前半の男性の場合、初職が正規雇用であれば、結婚経験を有する者の割合は過半数を超えているが、初職が非正規雇用の者の場合、3割程度にとどまっている。



(資料出所)厚生労働省 第9回「21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)」の結果より(2012年)
注: 1)集計対象は平成14年10月末に20～34歳であった全国の男女(およびその配偶者)で、第1回調査から9回調査まで回答を得たものである(有効回答者数 13,063人)
ただし、第2回調査時の初職の就業継続の状況が不詳の者、及び第2回までに仕事についたことがない者を除く
2)第1回調査時に離婚・死別経験がある独身者であり、その後第9回調査時まで結婚をしていない者は結婚経験ありには含まれない。
3)年齢は、第9回調査時の年齢である。

図表9 大学進学率の急激な上昇

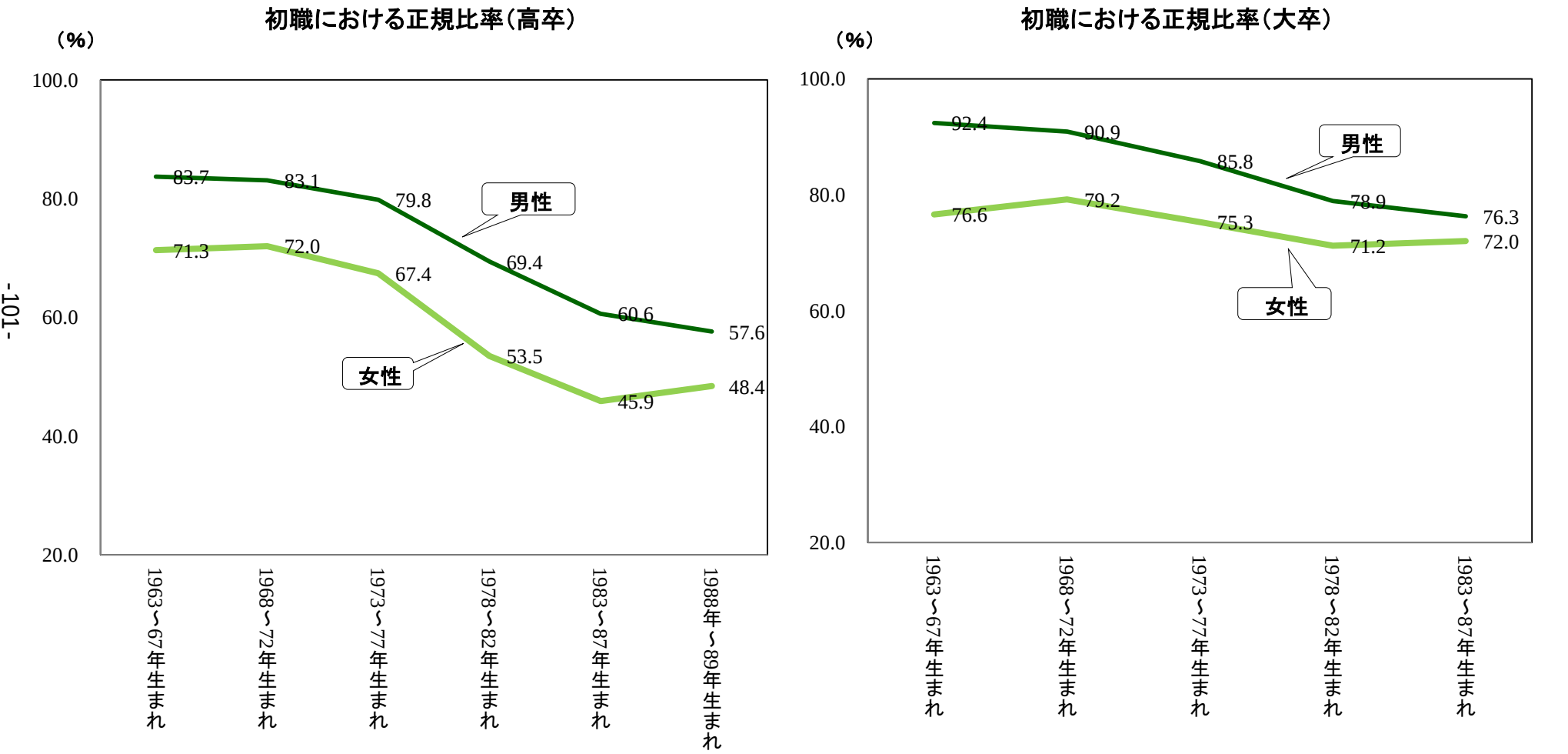
○ 大学進学率は、20年間で20%以上と、急激に上昇しているが、一方で大学卒業時に就職も進学もしていない者も増加している。



(資料出所) 文部科学省「学校基本調査」※縦軸は、左側が未就職卒業者数、右側が進学率に対応している

図表10 正社員になれない若者の増加

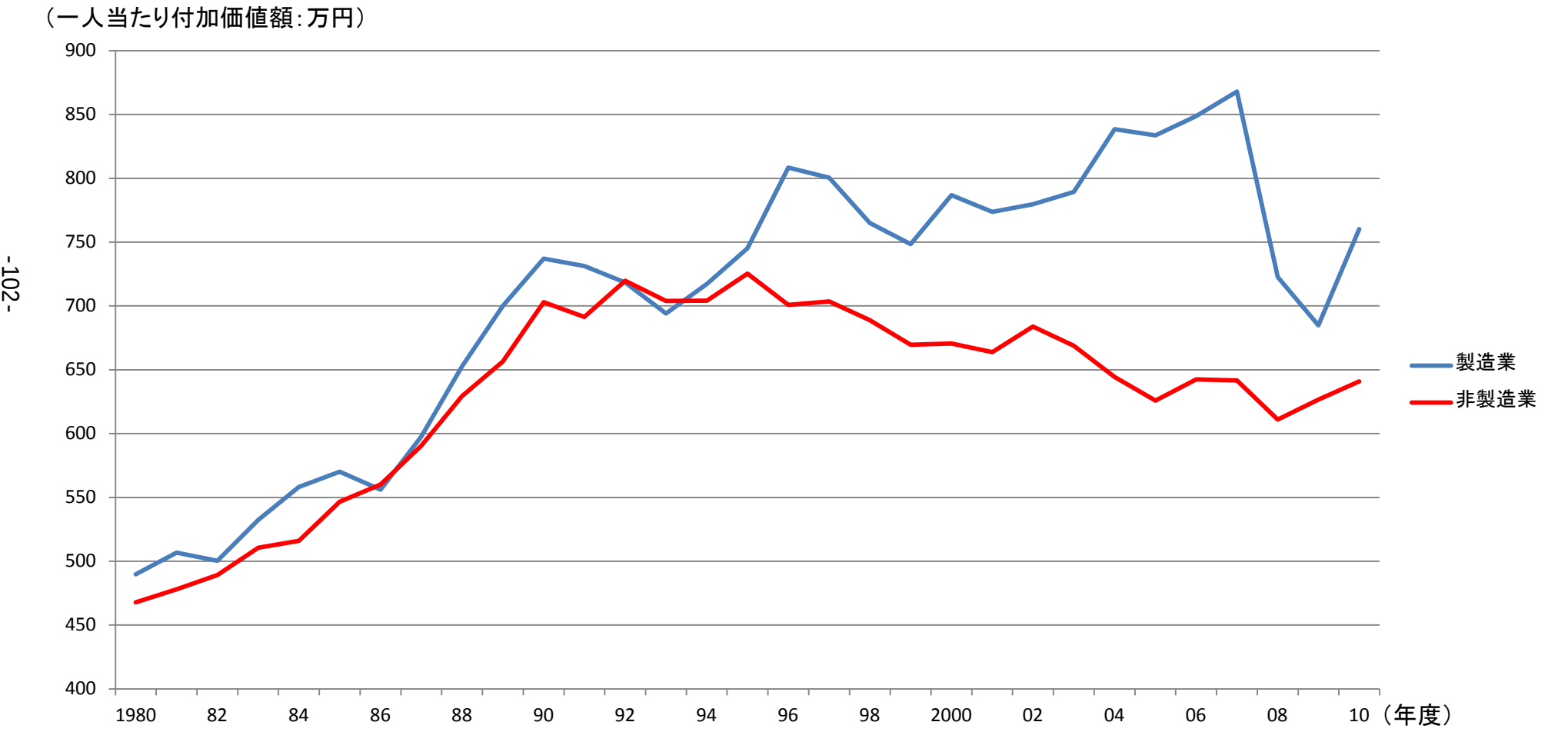
- 正社員になれない若者が増加しており、初職における正規比率は低下傾向。
- 特に1990年代の低下が大きく、正社員への道は狭められてきた。
- 正規雇用率は、大卒よりも更に高卒の低下幅が大きい。



(資料出所) (独)労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状 ―平成19年版『就業構造基本調査』 特別集計より―」(2009)
(注) 数値は、総務省統計局「就業構造基本調査」(2007年)を特別集計したものであり、在学中を除く。

図表11 製造業と非製造業の一人当たり付加価値の推移

- 企業の生み出す一人当たり付加価値の推移をみると、製造業の付加価値は穏やかに増加する一方、非製造業の付加価値は90年代以降低下している。
- リーマンショック後、製造業の付加価値は急激に下落したが、直近の2010年度には一定程度、持ち直しの動きが見られる。



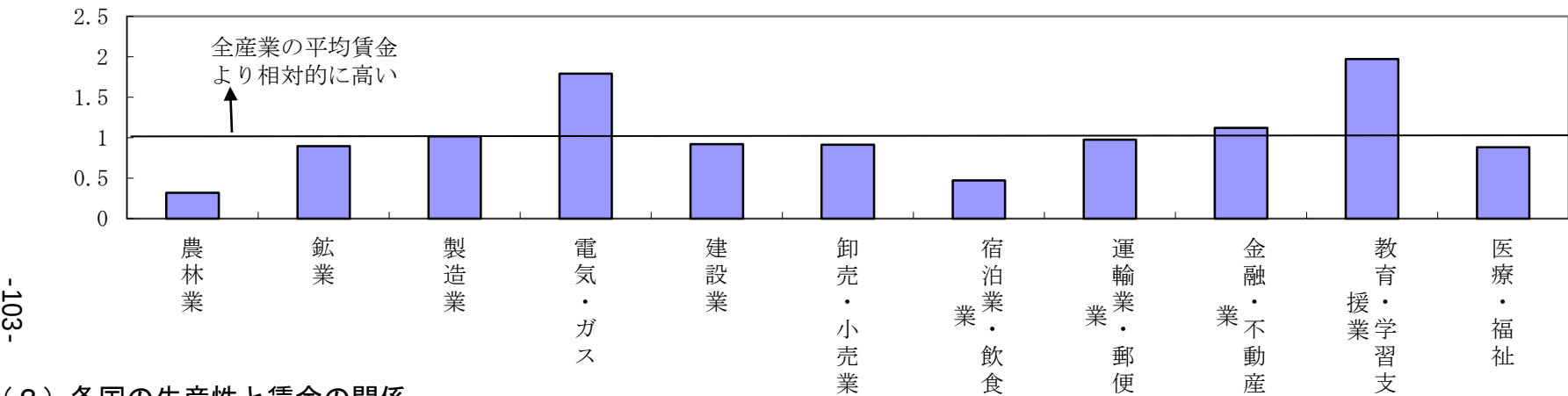
(資料出所) 財務省「法人企業統計」
経済産業省 平成23年11月9日付け第2回 産業構造審議会 新産業構造部会資料を参考に作成。
(注) 付加価値額を従業員数で除して算出。付加価値額は、営業純益、役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費、支払利息等、動産・不動産賃借料、租税公課の合計。

図表12 日本の産業別賃金と生産性の相関性

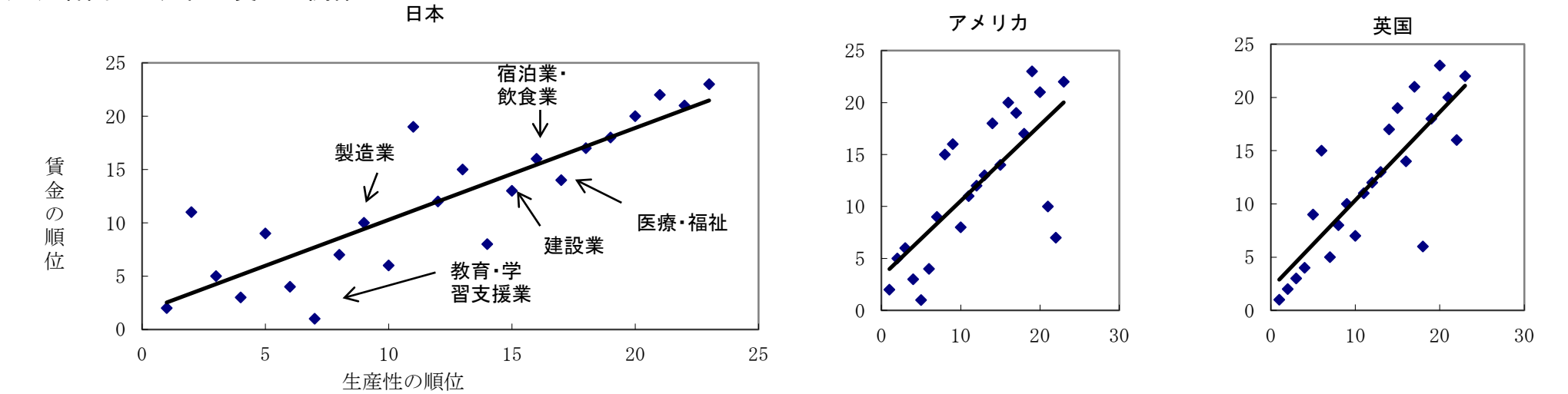
○ 教育・学習支援業や電気・ガスは賃金が高く、宿泊業・飲食業や農林業は賃金が低い。製造業はほぼ平均に位置している。

○ 各国の労働生産性の高低と、賃金の高低に強い相関が見られる。教育など公的関与の多いものは、例外として労働生産性の順位と賃金の順位が大きく乖離している。

(1) 産業別賃金



(2) 各国の生産性と賃金の関係

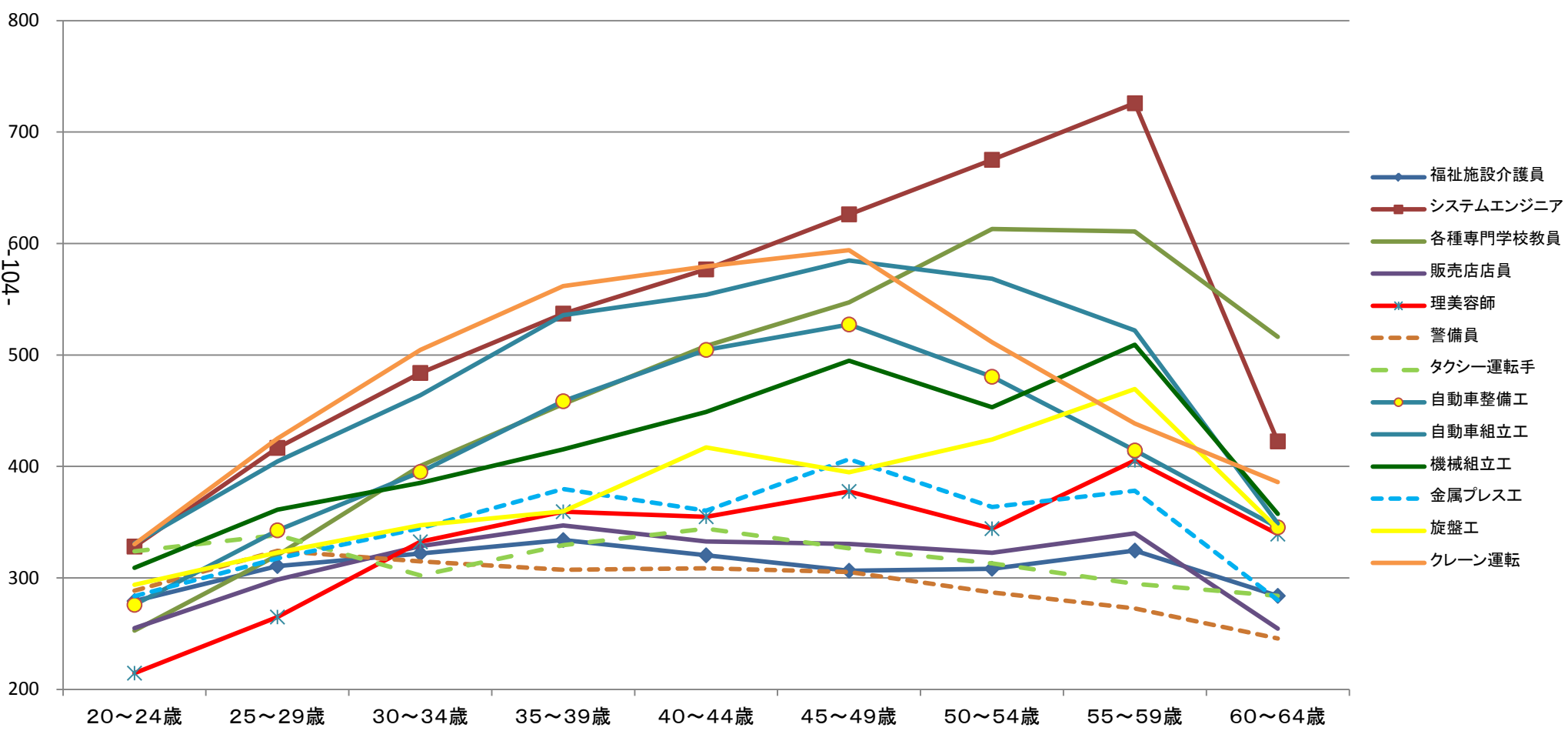


(資料出所) 平成22年度年次経済財政報告
(備考) 1. "EU KLEMS database"により作成。
2. 2001年から2006年までの平均値を使用。

図表13 職業区分別の賃金カーブ(年収ベース)

○ 職業別の賃金をみると、高賃金の産業区分に多くみられるシステムエンジニアや各種専門学校教員などが高賃金となっている。一方で介護、警備、販売店店員などが低賃金となっている。

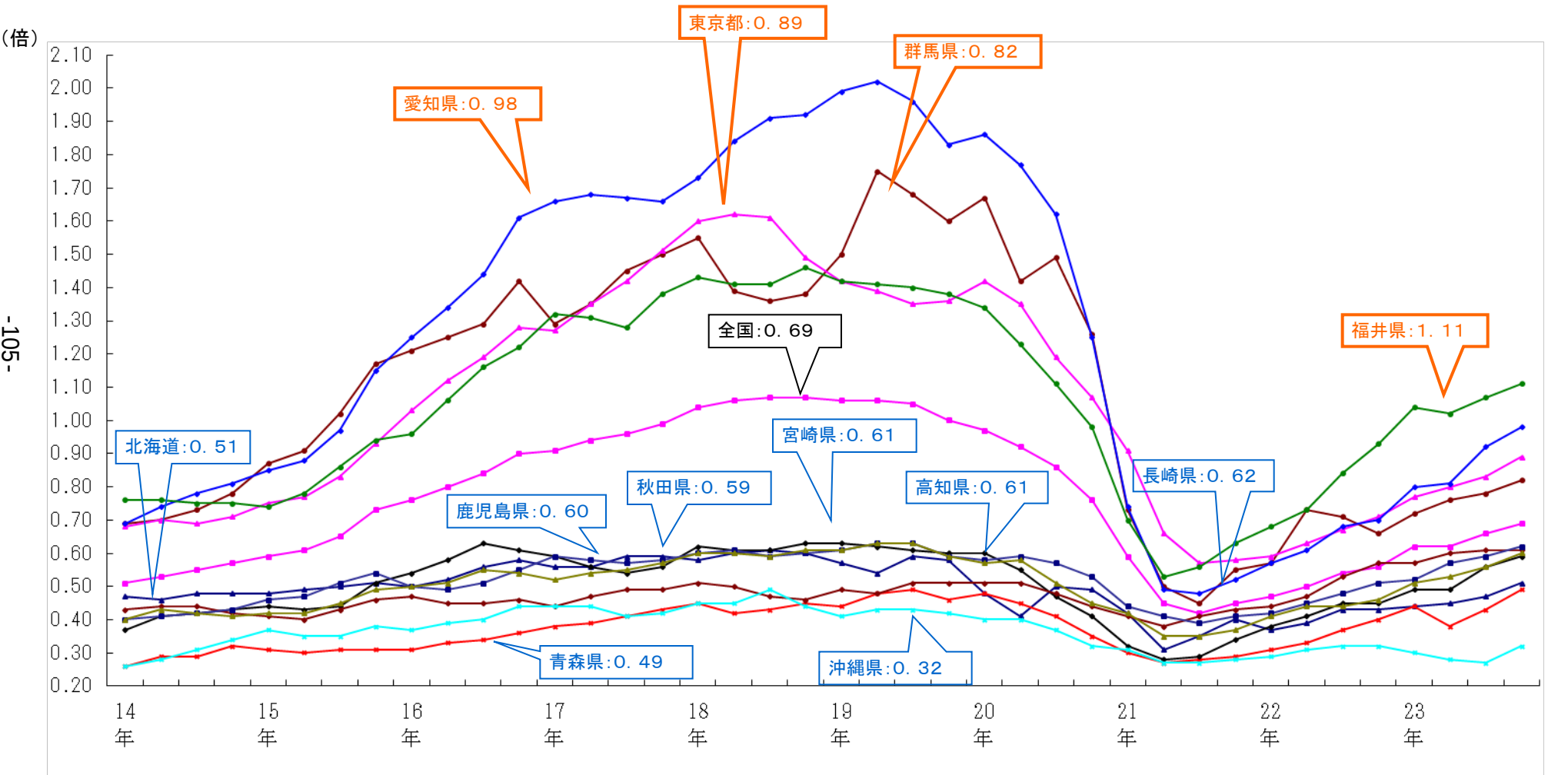
(万円)



(参考)「平成23年 賃金構造基本統計調査」
(注) ここでの賃金とは年収であり、年収＝(きまって支給する現金給与額) * 12 + (年間賞与その他特別給与額)である。

図表14 地域の雇用失業情勢

○ 地域の雇用失業情勢は、景気後退時には格差が縮小する一方で、景気拡大時には格差が増大する傾向にある。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」
(注) 1. 上位4都県、下位8県とは、平成17年4月～23年12月平均の上位4都県、下位8県。
2. グラフは四半期の数値。
3. 全国、県名の横の数値は、23年10月～12月期の有効求人倍率(季節調整値)。

図表15 都道府県別の新規求人倍率順位

- 都道府県ごとの平成23年11月～平成24年1月の新規求人倍率(平均)と、直近最低であった平成21年5～7月の新規求人倍率(平均)とを比較。
- 新規求人倍率は全国的に改善しているが、上位10都県の顔ぶれは、直近最低の2年半前とほぼ変化がない。
この傾向は、下位10道県についても同様と言える。
※ 宮城県は、東日本大震災の復興需要による上昇と考えられる。

(上位10都道府県)

現在	都道府県名
1	福井県 (8)
2	宮城県 (25)
3	香川県 (3)
4	愛知県 (13)
5	東京都 (4)
6	広島県 (6)
7	岡山県 (5)
8	徳島県 (2)
9	島根県 (1)
10	石川県 (17)

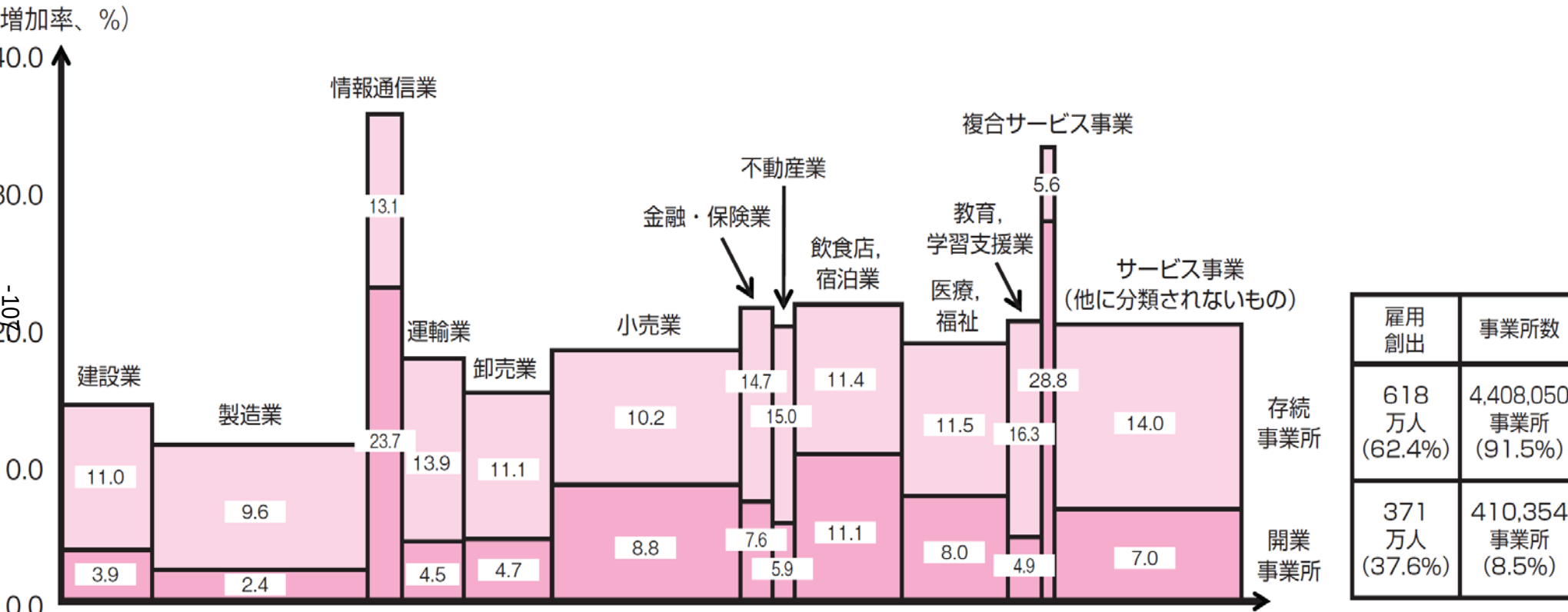
(下位10都道府県)

現在	都道府県名
38	高知県 (31)
39	滋賀県 (29)
40	山梨県 (26)
41	宮崎県 (37)
42	鹿児島県 (42)
43	埼玉県 (43)
44	神奈川県 (41)
45	北海道 (45)
46	青森県 (47)
47	沖縄県 (46)

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」 (括弧内は、平成21年5～7月の新規求人倍率(平均)の都道府県順位)

図表16 開業および存続事業所による雇用創出

○ 2006年から2009年の間に新たに開業した事業所は、全事業所の8.5%であるのに対し、その間に生み出した雇用は全体の雇用創出数の37.6%と、若い企業が雇用創出しやすい傾向が見られる。



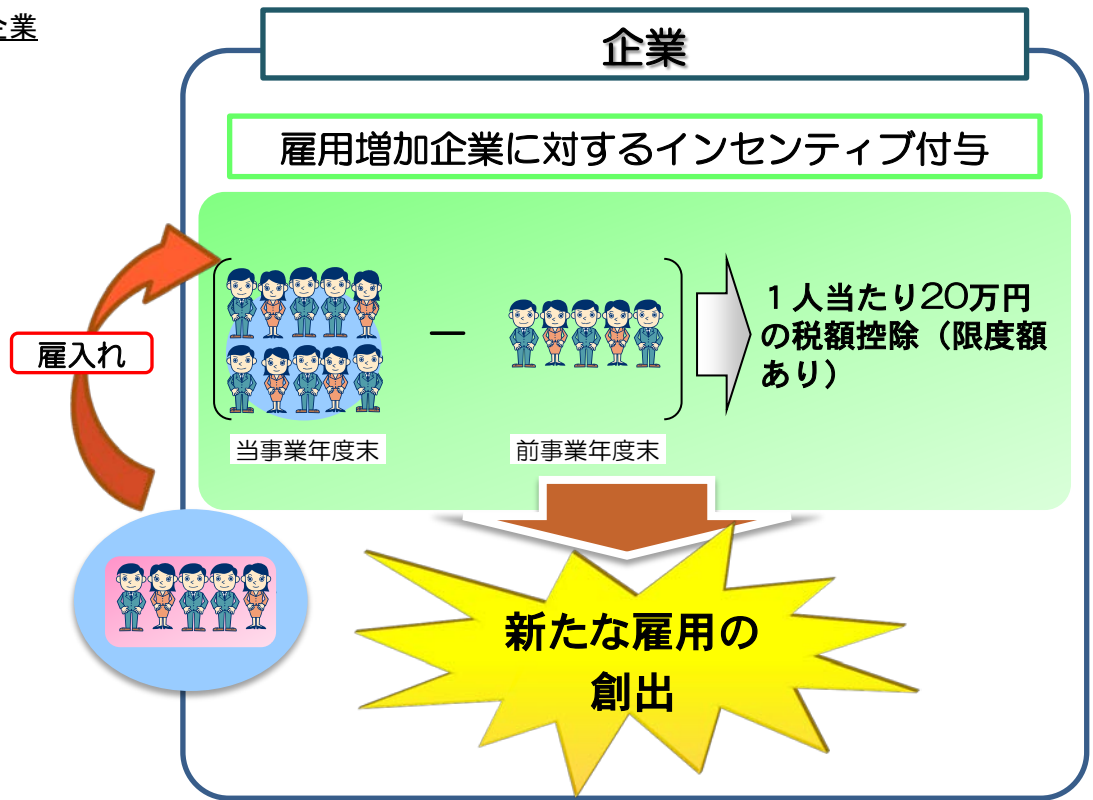
(資料出所) 中小企業庁「2011年版 中小企業白書」
総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス基礎調査」再編加工(中小企業庁試算)
(注1) 横軸は、2006年期首の全事業所(非一次産業)に占める各業種の従業者の割合を示している。
期首の従業者は、存続事業所及び廃業事業所から算出。
(注2) 鉱業及び電気・ガス・熱供給・水道業は、従業者数が少なく、表示されていない。
(注3) 事業所単位の開業には、支所や工場の開設及び移転による開設を含む。
(注4) 開業事業所については、2009年時点の従業者数を、存続事業所については、平成18年事業所・企業統計調査と接続が可能な事業所の雇用変動分を用いて算出している。存続事業所は、事業所・企業統計調査における調査範囲に限定されるため、存続事業所による雇用増加が過小に算出されている可能性がある。
(注5) 存続事業所4,408,050事業所のうち、雇用創出に寄与している事業所数は、1,085,387事業所。

図表17 雇用促進税制

- 雇用増加数に応じた法人税額の税額控除を行うことで、新たな雇用の創出を支援する制度。
- 平成23年度に提出された計画による雇用増加目標数は、約20万人となっている。

(制度概要)

- ①適用要件：
 - ・事業年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
 - ・当年度及び前年度中に事業主都合離職者がいないこと
 - ・当事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- ②要件確認：
 - ・企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出。
➡ ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
 - ・事業年度終了後、雇用促進計画の達成状況を、ハローワークに提出。
 - ・企業は、確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
➡ 支払給与額の増加等を確認し、「質の高い雇用」を確保
- ③措置内容：雇用増加人数 1人当たり20万円の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度）
- ④適用期限：〔法人〕平成23年4月から平成26年3月までの各事業年度
〔個人〕平成24年1月から平成26年12月までの各年



※平成23年度雇用促進計画の受付状況（平成24年6月29日時点速報値）

- 受付件数：29,965 件
- 一般被保険者の目標増加数：209,285 人